

静岡県告示第566号

会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）（以下「条例」という。）第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県告示第268号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和5年9月26日

静岡県知事 川勝平太

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
職員の区分	報酬の基本額（時間額）	職員の区分	報酬の基本額（時間額）
(略)		(略)	
東部児童相談所又は中部児童相談所の一時保護所において、宿直員の業務に従事する職員	規則別表第3アの事務補助の職として、条例第9条第2項を適用した額から、最低賃金法第7条に従って断続的労働に従事する者として、減額した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）	東部児童相談所又は中部児童相談所の一時保護所において、宿直員の業務に従事する職員	規則別表第3アの事務補助の職として、条例第9条第2項を適用した額から、最低賃金法第7条に従って断続的労働に従事する者として、減額した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額） <u>（ただし、規則別表第3アの事務補助の職として、条例第9条第2項を適用した額（以下「適用額」という。）が最低賃金を下回ることとなった日の属する月以降、適用額が最低賃金を上回ることとなった日の属する月の前月までの間、最低賃金の額を適用額とする。）</u>
(略)		(略)	
農林事務所又は土木事務所において、用地交渉業務に従事する職員	(略)	農林事務所又は土木事務所において、用地交渉業務に従事する職員	(略)
		次の各号のいずれも満たす職員 (1) 知事部局において採用するパートタイ	最低賃金の額（報酬の基本額）が最低賃金を下回ることとなった日の属する月以降、報酬の基本額が最低賃金を上回る

		<u>ム会計年度任用職員</u> <u>(2) 条例第9条第2項</u> <u>に規定する報酬の基</u> <u>本額が本県地域別最</u> <u>低賃金（以下「最低</u> <u>賃金」という。）の額</u> <u>を下回る職員</u>	<u>こととなった日の属する月の</u> <u>前月までの間に限る。）</u>
--	--	---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。